

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和3年1月29日

横浜市契約事務受任者
環境創造局長 小林 正幸

1 契約の概要

西部水再生センター水処理施設（第四期）築造工事に伴う緊急対策検討業務委託
（緊急対策検討業務 一式）

2 履行場所

金沢区長浜172番地先

3 契約日

令和2年9月9日

4 履行期間

令和2年9月15日から令和3年3月31日まで

5 契約金額

15,004,000円（うち消費税及び地方消費税額 1,364,000円）

6 契約の相手方（名称及び所在）

名称 中央コンサルタンツ株式会社

代表者 横浜事務所 所長 深田 邦裕

住所 横浜市中区太田町4丁目55番地

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

西部水再生センター水処理施設（第四期）築造工事の事故に伴い、二次災害の防止及び発生原因の究明について、即時的に検討する必要があったため、緊急対策検討業務を実施しました。

8 契約の相手方の選定理由

緊急対策検討業務を行うにあたり、対象物の構造解析については、作業も多く計算方法も複雑な3次元構造解析の実施・照査に関する高度な技術力及び知識を必要とします。このことから、現在契約中の3次元構造解析を用いた唯一の耐震診断業務である「北部第二水再生センター第二揚水施設耐震補強実施設計（基本設計）業務委託」と履行内容が類似しているため、本件緊急業務の実施にあたり、早急に対応が可能な当該受託者である「中央コンサルタンツ株式会社」を契約の相手方としました。

9 所管課

環境創造局下水道施設整備課